

議会改革検証委員会 設置要綱（案）

1 設置の目的

議長からの諮問に基づき「議会改革の取組の検証」に関する事項の調査・検討を行うため、議会運営委員会に小委員会を設置する。

2 委員会の性格

会議規則第70条の規定により議会運営委員会に設置する小委員会とする。

3 委員会の名称

議会改革検証委員会

4 委員の定数

9人

5 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。
- (2) 委員長は議会運営委員会委員長を、副委員長は議会運営委員会副委員長をもって充てる。

6 委員の会派別構成

委員の会派別構成は、自民党は委員長を含めて3人、自民党兵庫は副委員長を含めて2人、ひょうご県民連合2人、公明党・県民会議は2人とする。

なお、維新の会及び共産党は、委員外議員として各1人の出席を求めることとする。

7 付議事件

議会改革の取組の検証に関する事項

8 委員会の設置期間

令和4年6月9日から調査終了まで

9 調査の経費

兵庫県一般会計歳出予算中

（款） 議会費

（項） 議会費

（目） 議会費

（事項） 委員会運営費

のうちで議長が定める額

10 その他

議長及び副議長は、委員会の会議に出席し、発言することができる。